

「外国人」とは誰か

——日常の出会い・災害時の出会い——

世界人権問題研究センター登録研究員 内田 晴子

私の報告の目的は、まず、「外国人」といっても多様ですので、別の視点からもう少し解像度を高めていきたいということです。職場以外の日本人との接点が少なく日常での出会いが難しい人や、防災情報に触れにくい人たちも少なからずいらっしゃるので、在留資格についてお話する中で、雇用の形態や働き方を想像していただきながら、防災についてどういうアプローチが可能か考えるヒントになればと思っています。

もう一つは「外国人」の側の日常経験の一端を知り、日常で起こっていることは災害時でも起こることなので（注：これはいつも小山真紀先生がおっしゃっていることです）、非常時にも起こりうることとして認識していただくことです。そしてできれば、被災後の避難所などで、みなさんが必要な時に適切に介入できるようにしていただければと思っています。

1 「外国人」という言葉はいろいろな使われ方がある

「外国人」という言葉は、大きく3つの意味で使われていると考えています。一つめは、法律がその範囲を定義する「外国人」です。例えば、「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」

と呼びます)では、外国人とは「日本の国籍を有しない者をいう」(2条第2項)と定義しています。では日本の国籍を誰に認めるのか、その範囲を定めるのは国籍法です。国籍法の改正を通じて、誰が日本国籍か、誰が法的に「日本人」になるかは変わり得る、ということになります。最近では2008年の国籍法改正で、日本国籍をもつ人の範囲が少し広がったということがあります。

2つめの使われ方は、日本社会の多数派の側、つまり日本語ができて日本国籍をもち、外見も自分が考える「日本人の外見」だと思っているマジョリティの側が、ある人に対して「あの人は外国人だ」と眼差す、その眼差し^{まなざし}によって「外国人」とされる場合です。ある人の国籍はいちいち確認できるわけではありませんので、実社会では、国籍にかかわらず見た目とか断片的な情報で勝手に判断して「あの人はガイコク人だ」「ガイジンだ」などと名指しをしています。このような使われ方は、「(自分の考える)日本人には見えない」というマジョリティ側からの線引きの表現でもあります。

3つ目の使われ方。この講演会もそうですが、防災の文脈で考える必要のある「外国人」という使われ方です。防災の観点から、何らかの考慮や配慮が必要な存在という意味で使うのであれば、法的に外国人であるかどうかはあまり関係ありません。日本国籍だが、日本国外で育ち、日本語との接点が少ないことで情報を得ることが難しい人。家庭内に日本語話者がいない中で育った人。年齢相当の日本語能力を獲得する機会に恵まれなかった人。日本国籍でも、そういう背景をもつ人たちが一定数、日本に暮らして

います。私は日頃は、「日本人と外国人という二項対立の枠組みに限界がある」「日本人という概念のアップデートが必要」といっているので、この人たちを「外国人」の枠に入れてしまうのは、できれば避けたいのですが、しかし防災の文脈で考える時には、このような人たちの存在も想定しておいていただきたいと思っています。

2 〈日本人 vs. 外国人〉という枠組の限界

約10年前（2010年）の国勢調査のデータですが、55歳未満の親と同居する子の人口を父親と母親の国籍別に集計したものがあ
ります。（詳細は、高谷幸・大曲由起子・樋口直人・鍛治致・稲
葉奈々子「2010年国勢調査にみる外国人の教育——外国人青少年
の家庭背景・進学・結婚」岡山大学大学院社会文化科学研究科紀
要第39号（2015.3）pp.37-56.を御確認ください。QRコードあり）



このうち、「少なくとも一方の親が外国籍」という人を数えて
みると全体の7.7%くらい、だいたい13人に一人です。この人た
ちの年齢層は、55歳未満の母と同居しているとすれば、下は赤
ちゃんから上は30代後半くらいまででしょうか。成人して親と
同居していない人も多くいるでしょうから、この年齢層のすべて

の人が含まれるわけでもなく、ざっくりした数字です。この人たちのいろんな属性の内訳もわかりません。アイデンティティとしては、ハーフ、ダブル、ミックスルーツといえるかもしれないし、「〇〇系日本人」といえるかもしれません。言語面では、両親も自分も外国籍だが、自分自身は日本語育ちだという人もいるでしょう。逆に、日本国籍だが日本語や日本文化との接点が少ない中で育った人もいるでしょう。さらにいえば、国籍も一人に一つとは限らないですし、国籍変更する子どももいます。

このように、年齢の若い層に目をむけると、少なくとも一方の親が外国籍という人はまったくめずらしいことではありません。その中で〈日本人 vs. 外国人〉というふうに単純に分けられる、と想定することには無理があり、「日本人」も「外国人」もそれぞれ多様であることを前提にする必要があります。先ほど述べた、「外国人」という語の三つの意味をそれぞれ円として描いてみると、次の図1のようになります。今日のここまでの報告にありました、結婚や留学や仕事をきっかけに来日した人や技能実習生たちは、法律上の外国人で、かつ日本社会のみんなにも外国人と思われる、3つの円が重なる部分の人たちが多くでしょう。この3つの円が重なる部分を「外国人」として一番に想定しがちですが、3つの円は実は少しずつずれているということを、「外国人」という言葉をつかうときには意識しておきたいと思っています。

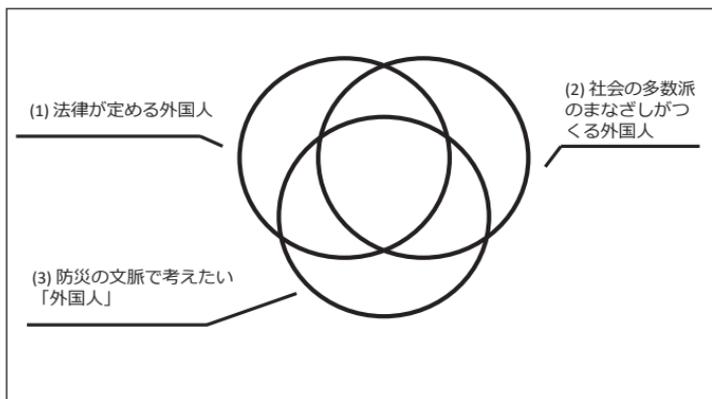


図1 外国人という語のいろいろな使われ方

3 法律が定める「外国人」と在留資格

一つめの円である法律が定める「外国人」、つまり日本国籍をもたない人は、入管法に基づき、ひとり一つの在留資格で日本に滞在することになっており、現在29ある在留資格はいくつかの観点から分類できます。まず、「こういう活動ができます」という活動内容を定める在留資格と、日本人の配偶者等、定住者、永住者といった身分に基づく在留資格とに分けることができます。現実的に大事なのは、制限なく働けるか働けないかという分類で、許可を得て週28時間以内なら働けるという在留資格もあります。個々の事情に応じて決定されるような「特定活動」と呼ばれる在留資格もあります。例えば技能実習生の中で、技能実習期間が終わったのにコロナ禍で帰国できなくなった人たちには、「特定活

動」の在留資格に書き換えて帰国できるまで日本にいられるような対応がありました。

どのような在留資格で、どれぐらいの人たちが働いているのでしょうか。こちらの円グラフ（図2）は令和2年10月末現在で「外国人雇用状況」の届出を厚生労働省がまとめたもの（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16279.html）です。働く外国人が日本語や多言語で提供される災害に関する情報に触れる機会があるかどうか、自治体や国際交流協会など諸団体による情報発信やアウトリーチに接する機会があるかどうかは、その人の働き方、居場所、生活世界のあり方と関係するように思います。大きくわけて、専門的・技術的な活動分野の在留資格で働いている人たちは全体の2割、多種多様な個別事情に応じた「特定活動」は2.6%、「技能実習」の人たちは増えていて23.3%。「資格外活動」とあるのは、「留学」の在留資格の人や、家族滞在の人たちによる週28時間までの就労で、これも全体の2割。全体の約3割を占める「身分に基づく在留資格」とあるのは定住、永住、日本人の配偶者等といったもので、在留資格としては安定していますが、働き方としては必ずしも安定的な雇用状況というわけではありません。因みにこの資料は都道府県別でも公表されており、京都府では専門的・技術的分野の在留資格の人が27%と、やや多くなっています。

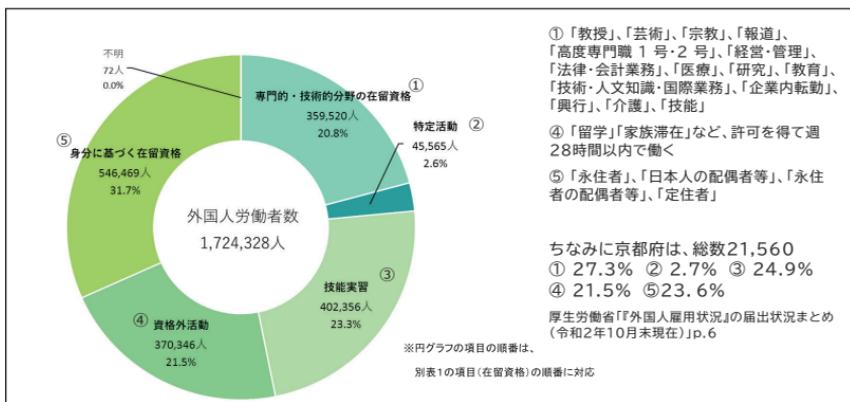


図2 在留資格別外国人労働者の割合

4 在留資格のない人は？「非正規滞在」の考え方

在留資格のない状態で日本で暮らす外国籍の人もあります。在留資格を更新しなかった、できなかった人、在留資格に定められた活動に従事しなくなった人などがそれにあたります。在留資格の更新の時に失業していたとか、あるいは近年は報道で広く知られるようになりましたが、技能実習生が実習先の職場から逃げた、といった背景がある場合もあります。入管法に反して在留資格を失った状態を「不法滞在」とするのが日本政府の立場です。収容することができますし、強制的に帰国させることもできるという制度になっています。実際の地域社会の中では、入管当局に見つかって収容されるまでは、あるいはある時点で出頭するまでは働くという人もいますし、いったん収容された後に、条件や事情に

応じて収容をとかれ「仮放免」と呼ばれる状態で暮らす人もいます。

国際的な人権基準では、このような人たちは「非正規滞在」と呼ばれます。英語でいうと *illegal*（不法、違法）なのではなく、*undocumented* または *irregular*、つまり正規の書類がない、規則外の、非正規の滞在であるということです。非正規滞在の人たちは、個々の事情を踏まえた審査を経て、日本に正規に滞在できる「在留特別許可」を得る可能性もありますし、当局の決定に不服があれば裁判を起すことも可能です。現時点で非正規滞在の状態だからといって、「ここにいるべきではない」という判断を一般市民である私たちができるといえるものでもありません。非正規滞在の労働力を産業界が必要としてきたことも事実ですが、現在は政策により減少傾向にあり、国の統計では7万人から8万人程度とされています。地域でおそらく目立たずに暮らしている、非正規滞在の人たちのことも、災害に備えて考えておきたいと思います。

「仮放免」の場合を除けば、自分が「非正規滞在」であると明らかにする人と出会うことはめったにないと思います。非正規滞者の経験について学べるものを三点ご紹介します。しっかり学べる学術専門書としては、鈴木江理子『日本で働く非正規滞者——彼らは「好ましくない外国人労働者」なのか?』（明石書店、2009年）がありますし、今すぐ読めるものとしては「ニッポン複雑紀行」というウェブメディアの「自分は何者なんだろう。『非正規滞在』を経て私は日本で看護師になった」というタイトルの

インタビュー記事（2019年2月12日QRコードあり）があります。この方は、子どもの時に家族で来日して暮らしていたが、高校生のときに非正規滞在の状態になっていることに気づき、親を説得して出頭したところ、両親と妹、弟は収容されてしまいます。それを乗り越えて、専門職資格と日本国籍を得るまでのご自身と家族の経験が語られています。



また、新聞書評でもとり上げられた、ナディ『ふるさとって呼んでもいいですか 6歳で「移民」になった私の物語』（大月書店、2019年）という本も読みやすいです。この方も子どもの時に家族で来日し、非正規滞在の状態です。小学校から高校まで通い、その後、正規滞在になるまでの過程を、子ども時代に感じていたことも含めて率直に語られています。おふたりとも日本で教育を受け、日本での正規滞在が認められた今、日本語で自らの非正規滞在経験を詳細に語っていますが、現時点でこのような非正規滞生の家族や単身労働者は、災害時、緊急時にはどうしたらいいでしょうか。非正規滞生のの人にとっては、避難所にきたり支援を受けたりすることはためられることかもしれません。在留資格を確認されたりすると、その人にとって安全とはいえないからです。

5 「外国人」というまなざしを受ける人たちの経験

2つめの円である、社会の多数派から「外国人」とみなされる人たち。見た目などで「外国人だ」と判断するまなざしは、災害時にどう機能するでしょうか。「いっしょに逃げよう」と危険を知らせる、「なにか困っていますか」と声をかける。そういうふうにプラスに働くことこともあれば、その人自身がもっている「外国人」というものに対する偏見や思い込みが反映された行動をとってしまうこともあるかもしれません。他方、滞日年数の長い外国人は、災害時に支援側に回ることも少なくありません。しかし一般的には、日常で起こっていることが災害時にも起こることを考えると、「外国人だ」というまなざしを受ける人たちがふだん経験していることを知っておく必要があるかと思い、ご紹介します。

2017年に法務省が公表した「外国人住民調査報告書 改訂版」(QRコードあり)は、外国人(=外国籍者)を対象になされた調査です。各自治体ではそれまでも類似の調査は行われていましたが、全国調査はこれが最初ということです。調査内容は、1)日本人とのつきあい 2)日本社会における差別・偏見 3)外国人に対する差別的表現 4)なくすための施策について、と大きく4つあるのですが、このうち2番目の「日本社会における差別・偏見について」の結果をみてみましょう。

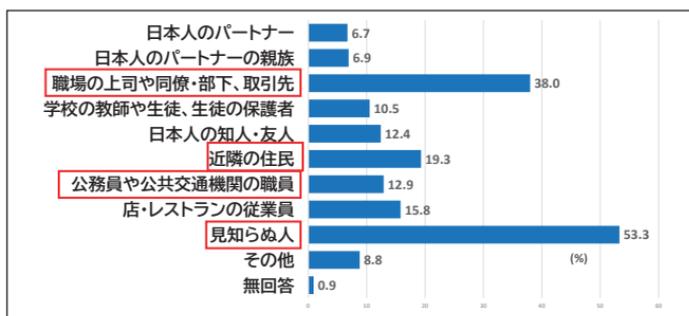


図3 過去5年間に差別的なことを誰に言われたか（複数回答）

「過去5年の間に外国人であることを理由に侮辱されるなど差別的なことを言われた経験は？」（図3）に対して「よくある」「たまにある」という回答が29.8%、約3割です。誰から言われたかという、複数回答で一番多いのが「見知らぬ人」で約5割、次いで「職場の上司、同僚、部下、取引先」が約4割。道を歩いていて見知らぬ人から差別的なことを言われるって、怖いですよ。次に多いのが「近隣住民」からで約2割。「公務員や公共交通機関の職員」から言われたというのが13%もあります。

こういうことはいわれる側の立場にならないと気がつかないものですが、端的に言って日本の社会ではわりと日常的に人種差別

があるよということが、全国調査で可視化されたともいえるでしょう。「差別」という言葉は強すぎると感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、これは他の言葉では言い換えられないので「差別」という言葉を使います。ここでは、人種差別のいくつかのパターンについて、もう少しみていきましょう。

6 人種差別のいろいろなパターン

日本経済新聞に、「働く外国人 差別どう防ぐ 暴言や嫌がらせも 行政指導に向け条例案 ローソン、来日前に研修」(2018年9月28日夕刊)という見出しの記事がありました。コンビニや飲食店で働くのは、かなり日本語のできる人たちですが、コンビニで外国人店員に難癖をつけたり絡んだりしてくるお客さんに憤る日本人店長のコメントが紹介されています。また、飲食店の外国人店員に対して、「お前の言っていることがわからない」といってお金を払わずに出て行った例が紹介されています。

もうひとつの記事「台湾出身女性に『国へ帰ったら』差別発言認め賠償命令」(朝日新聞 2018年12月27日)も、日常生活の中での差別発言の例です。記事によれば、この方は台湾出身で、日本の大学で学んだ後に日本国籍をとり、日本で起業しています。スポーツクラブで他の利用者男性とトラブルがあった時に、相手側はこの方の日本語のアクセントで「外国人だ」と思ったらしく、「ここは日本ですよ。お国に帰られたらどうですか」と言った。「その日は怒りで眠れなかった」というこの女性は、大阪弁護士

会の人権相談窓口に相談した後、訴訟を起こして賠償が認められています。

これらの事例は、直接的な「古いタイプの」人種差別の典型例です。いずれも日本語能力が非常に高い人たちで、ひとは日本国籍ですが、日本語の発音が「外国人」と判断する引き金になり、差別行為が発生しています。もちろん発音が「ネイティブ並み」であればいいという問題でもなく、他のものが引き金になることもあるでしょう。

「古いタイプ」というからには、「新しい」人種差別もあるわけですが、それは例えば、「もう人種差別なんて、ないよ」「私（たち）は差別なんかしてないのに、そんなこというなんて」という形で現れます。普段はマイノリティに共感的、同情的であっても、誰かが「自分が受けた、この扱いは差別ではないか、不当じゃないか」と言い出すと、「そんな言い方では誰も味方になってくれないよ、応援できないよ」「怒るのはよくないよ」といった形で出現します。

もうひとつ押さえておきたいのは、「レイシャルハラスメント」です。休憩時間中に寄せられたコメントの中で、「避難所でのセクシュアルハラスメント、性暴力」の話が出ていましたが、これと同じことがレイシャルハラスメントでも起こりうるという認識を共有したいと思います。参考になるのはこちらの書籍（金明秀『レイシャルハラスメント Q&A——職場、学校での人種・民族的嫌がらせを防止する』解放出版社、2018年）ですが、ここではレイシャルハラスメントとは、人種（race）、皮膚の色、祖先、出

身地、民族的出自、民族文化、宗教的な信条、国籍とか、諸々の人種・民族的な要素に基づくハラスメントだと説明されています。

日本の場合、人種差別について自分事として学ぶ機会があまりない、というのが難しいところです。「人種差別」ときくと、アメリカ合衆国で起こっていること、黒人差別のことだという理解でストップしている人は意外と多いのではないのでしょうか。「それ、差別じゃないか」とか、「差別してしまうかもしれない自分」に気づくところから始めないといけません。差別の「意図」と差別の「行為」は別なのですが、多くの人は、差別行為への指摘によって自分が悪人だと責められたような気持ちになってしまい、「差別の意図はなかった（だからこれは差別じゃない）」となりがちです。災害時に、分け隔てなく助け合う個人もいる一方で、日常の延長としてレイシャルハラスメントをはじめとする人種差別行為は起こり得ます。適切な介入が必要な場面が出てくると思っています。

7 言語・経験の面で災害弱者になりやすい日本国籍者もいる

最後に、日本国籍者だけれど、今日の議論でとりあげたい人のことを述べます。私がかかわっていた小学校での話ですが、暴風警報が出た朝、学校は休みになるのに、ある登校班だけが集合していました。それを見た近所の人から学校に電話があり、先生がかけつけて「今日は暴風警報が出ているから学校は休みだよ」と

いって子どもたちを帰らせました。どうしてそうなったのでしょうか。

集合していたのは、外国籍のひとり親あるいは外国籍の両親と、いっしょに来日して、小学校で日本語学習もしている子どもたちでした。子どもは日本にもルーツがあり、日本国籍の子も多かったです。保護者は同じ職場で働いていて同じ社員寮で暮らしているので、同じ登校班でした。友達との日常会話は問題なく、前日、各教室で担任から暴風警報について説明はあったはずですが、しかし保護者も、暴風警報が出たら学校が休みだとわかっていなかったもので、普段どおりに集合場所に送り出していました。

この事例が示すように、日本国籍と日本の名前をもち、「日本人に見える」場合であっても、災害の情報を受けとれない人たちが一定数いることをお伝えしたいです。2008年の国籍法改正が背景にある場合が多いのですが、同じように十分とはいえない日本語で働く日本国籍・日本名の若者たちもいます。

8 おわりに

在留資格をはじめ、働き方や日本語学習の機会の有無など、いろいろなパターンがあるので、防災についてどのようなアプローチの工夫ができるのか、みなさんと考えていきたいです。他方で、注意喚起もしたいのですが、「在留資格にはいろいろな種類がある」という知識を得ると、つい「この人の在留資格は何か」と確認したくなってしまいます。私もそうです。しかし、在留資格

で分類して管理するのは、あくまで国家の都合で必要だから、そうしているにすぎないことを忘れてはいけないと思います。在留資格が何であろうが、また仮にその人が今、在留資格が切れていようが、災害時に守られるべき、助かるべき人であることに変わりはありません。避難の場面や被災後の相談の場面で「在留資格」を確認することについては、それが本当に必要なことかどうか、慎重になった方がよい、というのが私の考えです。在留資格の確認は、「あなたは合法的にこの場所に存在していますか？」と問うことでもあります。

また、外国人であることを理由にした不当な扱いは、制度的なものから個人の行為まで、さまざまなものがありますが、これも当事者の訴えを待つのではなく、多数派の側が気づいていくことが大事だと思っています。以上です。ありがとうございました。

質疑応答

王 ありがとうございました。コメントで「相手の理解が不十分なため、どこまで支援する必要があるか判断できない場合がある。支援しすぎても支援しなくても差別」といただいています。

内田 うーん。相手の理解というのは外国人当事者の、制度、仕組みとかルールの理解が不十分だということでしょうか。後半の部分はわかりませんが、前半の部分は、確かに、どこまで支援すべきかというのは多くの人に共通する悩みかもしれません。基本は、まずその人の命、生命の安全を最優先にしながら、次に、その人が立ち上がって進んでいけるところまでは支える

というのが一つの目安かと思います。抽象的なご質問なので抽象的なお答えになってしまってすみません。(追記：外国人の相談事業を行う複数の団体で、最初に、「この問題を解決していくのはあなた自身で、私たちはそれを一緒になって支えます」という趣旨の確認を行うと伺いました。相談時にどんなに弱っていても、「支援されるだけの人」ではなく、その人自身の中に力がある、そのことに気づいていく、ということですね。時間がかかることも多いし、支援の仕方も、最初の直接的な支援から、手をつなぐ、伴走する、見守るというふうに、かかわり方も変化すると思います。コメントからは分かりませんが、もし、質問者の方がおひとりで個人的に支援されていたり、「どこまで支援する必要があるのか」といいたくなるほど重荷に感じられていたりするなら、他の応援の手を借りること、支援の仕方を変えてみることも、検討していただけたらと思います。)

王 またパネルディスカッションでお話をいただければと思います。ありがとうございました。

